

償却資産の申告をされる皆さまへ

(個人事業主・法人の皆さま)

償却資産の申告は、税務署に提出する確定申告とは別になります。
(確定申告は所得税(国税)を計算するために、償却資産申告は固定資産税(地方税)を計算するために必要な申告です。)

申告期限 令和7年1月31日(金)

◆償却資産申告書を提出される前に、もう一度ご確認ください。

□「1住所」欄は法人の本店所在地(個人は住民登録地)もしくは、納税通知書送付先を記入されていますか?

□種類別明細書の各欄(特に取得年月、耐用年数、増加事由)は正しく記入されていますか?

□「6この申告に应答する者の係及び氏名」欄に連絡先は記入されていますか?

□増加資産が申告漏れ、異動や相続等の場合、種類別明細書の摘要欄に記入されていますか?

□「15資産の所在地住所」欄は記入(屋号がある場合は屋号まで)されていますか?

□課税標準の特例がある場合、特例適用を確認できる資料は添付されていますか?

□「17事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか?

□控えの返送をご希望の方は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒は同封されていますか?

◆本市から送付された償却資産申告書以外で申告される方は、下記についてもご確認ください。

□「所有者コード」は、本市から送付された申告書と一致していますか?

□取得価額欄の「前年前に取得したもの(イ)」は本市から送付された申告書と一致していますか?
※申告もれや移動による受入れ資産の取得価額は(ハ)に記入してください

◆前年度より資産に増減のない所有者は、早めの償却資産申告書提出にご協力ください。

◆可能な限り、郵送またはeLTAXで1月10日(金)頃までに申告をお願いいたします。

ホームページの償却資産に関する情報もご活用ください。
鹿児島市ホームページのサイト内検索Qで **償却資産** 検索
または、下の二次元コードからアクセスしてください。



〈問合せ先〉鹿児島市資産税課償却資産係
TEL 099-216-1187

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

郵送の際は、必要に応じて右の宛名ラベルを切り取ってご利用ください。

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市資産税課 償却資産係 行
(償却資産申告書在中)